

平成17年6月17日
水産庁

第57回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合
総会の開催について

1. 開催期間 平成17年6月20日（月）～24日（金）

（参考）IWC年次会合の全体スケジュール
5月30日～6月12日 科学委員会
6月13日～6月18日 技術委員会等各種委員会
6月20日～6月24日 総会

2. 開催場所 ウルサン（韓国）

3. 参加国 加盟63カ国が出席予定（うち6カ国が新規加盟）

4. 我が国の出席者

加治屋義人農林水産大臣政務官、森本稔IWC日本政府代表、中前明水産庁次長、末永芳美水産庁資源管理部審議官、岩藤俊幸外務省経済局漁業室長ほか、水産庁、外務省、地方自治体、独立行政法人水産総合研究センター、財団法人日本鯨類研究所等の関係者が出席。

5. 捕鯨問題に関する我が国の基本的立場

鯨類資源は重要な食料資源であり、他の生物資源と同様、最良の科学的事実に基づいて持続的に利用されるべきである

食習慣・食文化は、それぞれの地域の置かれた環境により歴史的に形成されてきたものであり、相互尊重の精神が必要である

との基本認識の下、捕鯨の再開を目指す。

6. 予想される議論の焦点と対応の方向

（1）第2期南氷洋鯨類捕獲調査計画

これまでの調査の結果、南氷洋において鯨種間の競合が示唆されるなどの変化が認められたことを踏まえ、より適切な鯨類の管理を行うための科学的情報を収集するため、本年から第2期調査（JARPA）を開始すべく、調査計画を提出する（なお、昨年（ソレント）において第2期調査の実施につき表明）。

(2) 改訂管理制度 (R M S)

商業捕鯨モラトリアム (一時停止措置) の撤廃・捕鯨再開の前提となる鯨類資源の管理方式 (改訂管理制度、R M S) について、昨年 の 第 5 6 回 年 次 会 合 で 採 択 さ れ た 「 次 回 会 合 で 可 能 で あ れ ば R M S 完 成 を 目 指 す 」 旨 の 決 議 に 即 し、その早期完成を目指す。

(3) 沿岸捕鯨

商業捕鯨モラトリアムにより疲弊している我が国沿岸小型捕鯨のために、科学的根拠に基づく長期的な捕獲枠を設定することについて、一昨年 の 第 5 5 回 年 次 会 合 (ベ ル リ ン) 及 び 昨 年 の 第 5 6 回 年 次 会 合 に 引 き 続 き 提 案 し (ミ ン ク ク ジ ラ 及 び ニ タ リ ク ジ ラ そ れ ぞ れ 1 5 0 頭)、その実現に努める。

(4) 保護委員会

一昨年 の 第 5 5 回 年 次 会 合 に お い て、鯨類の保護のみに焦点を当てた保護委員会を新設することが、我が国等 2 0 カ国の反対にもかかわらず可決されたが、我が国としては、鯨類の持続的利用の概念を同委員会の目的等に明確に含めるなど目に見える見直しがない限り、昨年同様、保護委員会には出席しないとの立場で臨む。

(5) 鯨類サンクチュアリー (禁漁区)

1 9 9 4 年 に 制 定 さ れ た 南 氷 洋 サ ン ク チ ュ ア リ ー は、国際捕鯨取締条約の持続的利用の原則に反する非科学的な規制であることから、引き続きその撤廃に努める。また、南大西洋サンクチュアリー設定が提案がされた場合には、同様の見地から、これが採択されないよう努める。

(6) 手続規則の改正等

持続的利用を支持する国々に対する反捕鯨国や反捕鯨団体による不当な圧力を排除するための無記名投票の拡大等に努める。

問合せ先：水産庁資源管理部遠洋課捕鯨班 諸貫
0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (内 線 7 2 4 2)
0 3 - 3 5 0 2 - 2 4 4 3 (夜 間 直 通)